

## ○長野県警察技能指導官の指定に関する訓令

平成18年12月25日  
県警察本部訓令第15号

長野県警察技能指導官の指定に関する訓令を次のように定める。

長野県警察技能指導官の指定に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する警察職員を長野県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）に指定し、警察教養に活用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（技能指導官の任務）

第2条 技能指導官は、次の方法により、警察職員に対して専門的技能等の指導、教養等を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務の遂行を通じた指導
- (2) 学校教養及び職場教養における集合教養
- (3) その他実務能力の向上に関し、適当と認められるもの

（委員会の設置等）

第3条 技能指導官の指定又は解除に係る審査を行うため、警察本部に長野県警察技能指導官指定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 委員 警察本部の各部長、警務課長、教養課長及び会計課長

3 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 委員会の庶務は、警察本部教養課において行う。

（技能指導官の指定）

第4条 所属長は、別表に掲げる専門的技能等の種別に応じ、専門的技能等を有する所属の警察職員について、技能指導官推薦書（様式第1号）により、警察本部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由し警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

2 教養課長は、推薦の内容について、推薦対象となる専門的技能等に係る事務を所掌する警察本部の所属長（以下「担当所属長」という。）と協議し、推薦された者が技能指導官として指定することが相当と認めるときは、意見を付して委員会に報告するものとする。

3 技能指導官の指定が決定したときは、指定書（様式第2号）を交付して指定するものとする。

4 教養課長は、前項により技能指導官が指定されたときは、技能指導官名簿（様式第3号）を作成し、各所属に通知するものとする。

（技能指導官の指定解除）

第5条 所属長は、所属の警察職員に係る技能指導官の指定を解除する必要性を認めるときは、技能指導官指定解除申請書（様式第4号）により、教養課長を経由して本部長に指定の解除を申請するものとする。

2 教養課長は、申請の内容について担当所属長と協議し、指定の解除が相当と認めるときは、委員会に報告するものとする。

3 技能指導官の指定の解除が決定したときは、指定解除通知書（様式第5号）を交付して指定を解除するものとする。

4 教養課長は、前項により技能指導官の指定が解除されたときは、技能指導官名簿を修正し、各所属に

通知するものとする。

(技能指導官の派遣要請等)

第6条 所属長は、技能指導官による指導、教養等を必要とするときは、技能指導官派遣要請書(様式第6号)により、教養課長を経由して本部長に派遣要請を行うものとする。

2 所属長は、所属の警察職員に対して、技能指導官による指導、教養等を実施したときは、教養実施結果報告書(様式第7号)により教養課長を経由して本部長に報告するものとする。

(人事異動等に伴う措置)

第7条 教養課長は、人事異動等に伴い、技能指導官名簿に変更が生じたときは、技能指導官名簿を修正し、各所属に通知するものとする。

(補則)

第8条 この訓令で定めるもののほか、技能指導官の指定等に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月14日県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日県警察本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日県警察本部訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。